

# 簡易専用水道の衛生管理

毎年1回以上、水道法第34条の2第2項により、所定の検査機関による検査を受検する義務があります。

受水槽<sup>\*1</sup>をもつ水道のうち、受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるものは、水道法で「簡易専用水道」とよばれ、設置者が衛生的に管理することが義務付けられています。このパンフレットは、その衛生的な管理についてまとめたものです。

## 簡易専用水道とは

① 市町村などの水道から供給される水だけを水源として、その水をいったん受水槽<sup>※1</sup>にためてから給水する水道のうち、受水槽の有効容量<sup>※2</sup>の合計が10m<sup>3</sup>を超えるものを「簡易専用水道」といいます。ただし、工場に設置しているなど、全く飲み水として使用しない場合は、簡易専用水道には該当しません。

有効容量が10 m<sup>3</sup>以下の受水槽は「小規模貯水槽水道」といい、その衛生管理は石狩市の要領（環境保全課）で別に定められています「石狩市飲用井戸等衛生対策要領」を御覧ください。

また、地下水（井戸水）や沢水などを受水槽にためて供給しているものは、簡易専用水道ではありませんが、100 人を超える居住者に供給する場合又は一日最大給水量が20m<sup>3</sup>を超える場合は、水道法で「専用水道」として別の規制を受けます。

### ※1 受水槽

給水管（水道管）からの水道水が、最初に入るのが受水槽です。

受水槽は、昭和50年の建設省告示で、周囲と上下が容易に点検・管理できるもの（床置型受水槽）を設置することが決められています。

### ※2 有効容量

受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量のことです。

## 必要な衛生管理

【水道法等で定められていること】

### 1 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関等による検査の受検（法定検査） （水道法第34条の2第2項）

設置者は、毎年1回以上、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関等に依頼して検査（有料）を受けなければいけません。この検査は、施設の衛生状態や図面・書類などをチェックします。

主な検査内容は次のとおりです。

- ①水槽等の外観検査：水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査
- ②書類検査：設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査
- ③水質のチェック：給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査

設置者は、検査機関から特に衛生上問題があるため、石狩市（水道施設課）に報告するよう助言を受けた場合は、直ちに報告する必要があります。

なお、法定検査を受けないと罰則が適用されることがあります（水道法第54条）。

検査機関については、以下の国土交通省ホームページを御覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf\\_seisakunitsuite\\_bunya\\_topics\\_bukyoku\\_kenkou\\_suido\\_suishitsu\\_02a.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_suishitsu_02a.html)

### 2 衛生的な管理（水道法施行規則第55条）

設置者は、施設を衛生的に管理する義務があります。設置者が直接管理しない場合でも、管理者を決め責任の所在を明確にして、次のような点について衛生管理を行ってください。

#### （1）貯水槽の清掃

受水槽、高置水槽の清掃は毎年1回以上、定期的に行ってください。

#### （2）施設の点検等

水槽の点検を行う等、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じなければいけません。

## 望ましい管理

簡易専用水道は多くの人を利用する施設です。石狩市は、設置者に水の安全を確保するため、水道法等で定められている管理基準のほか、次のような管理を行うよう指導しています。

### 1 施設の点検・整備

有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために、施設の点検を月1回行いましょう。地震や大雨などがあった場合は、速やかに点検しましょう。また、点検で欠陥を発見したときは、速やかに改善・整備してください。

主な点検内容は、次のとおりです。

- 水槽周囲の整理整頓
- 水槽の破損・亀裂の有無
- マンホールの密閉・施錠
- オーバーフロー管、通気管の防虫網の設置
- 水槽内部の状態

### 2 水質検査の実施

#### (1) 水の状態を観察（毎日）

水の安全を確認するために、透明なガラスコップに蛇口から水道水をくみ、水の色、にごり、におい、味をチェックしましょう。

#### (2) 残留塩素の測定（週1回）

専用の測定器により残留塩素の測定を行いましょう。残留塩素が検出されなかったり、急激に低下した場合は、水が汚染されている場合があります。

水の状態に異常があった場合は、石狩市（水道施設課）に相談してください。

#### (3) 水道法水質基準についての水質検査（年1回）

年1回は水質検査を行い、安全を確認しましょう。

#### 水質検査の項目（6項目必須）

臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素

### 3 図面・書類の保管

施設の図面は常時保管し、点検記録、水質検査記録等の管理の記録は5年間保存しましょう。施設の図面や過去の管理記録があると、施設の改修や更新をする際に大変役に立ちます。



## 石狩市への届出等

### (石狩市簡易専用水道事務取扱要領)

次の場合は、石狩市（水道施設課）へ届出・連絡をしてください。（上記第2条、第3条）

- 簡易専用水道の給水を開始したとき（第1号様式）。
- 簡易専用水道を変更又は廃止をしたとき（第2号様式、第3号様式）。
- 毎年1回、検査機関から特に衛生上問題があるため、石狩市（水道施設課）に報告するよう助言を受けたとき（連絡事項）。

## 汚染事故等が起きたとき

### **(別紙1「水質異常時における給水停止・制限の取扱い」参照)**

水質に異常を認めたとときや、給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、次のような措置をとらなければいけません（水道法施行規則第55条）。

- 水質に異常を認めたとときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行うこと。
- 給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、関係者（使用者など）に周知する。

また、水質の異常のほか、事故が発生した場合は速やかに石狩市（水道施設課）に連絡し、その指示に従ってください。事故の原因の除去、給水の再開等についても、石狩市（水道施設課）の指示に従ってください。

## 5 提出書類様式

(1) 簡易専用水道の届出及び報告様式 (石狩市簡易専用水道事務取扱要領)

簡易専用水道の設置者は、必要に応じて石狩市長へ各種書類の提出をお願いします。

表9 届出・報告様式一覧

	提出書類	どんなときに提出するの
1	簡易専用水道給水開始届 (別記第1号様式)	簡易専用水道の給水を開始するとき
2	簡易専用水道届出事項変更届 (別記第2号様式)	簡易専用水道給水開始届の記載事項に変更が生じたとき
3	簡易専用水道廃止(休止)届 (別記第3号様式)	簡易専用水道を廃止及び休止したとき
4	簡易専用水道改善報告書 (別記第5号様式)	立入検査等で指示された事項を改善したとき
5	簡易専用水道水質事故(給水停止)届 (別記第7号様式)	事故等により給水を停止したとき

## 別紙 1

### 水質異常時における給水停止・制限の取扱い

- 1 「健康に関連する項目」が水質基準を超過し、または超過するおそれがある場合  
原則、下表のとおり対応する。

措 置		判 断 基 準
給水停止	法第 2 3 条の緊急停止	直ちに人の生命に危険を生じ、または身体の正常な機能に影響を与えるおそれがある場合 (例) ・毒物の投入等、人為的な汚染のおそれがある場合 ・急性中毒等を生じるおそれがある場合 ・基準超過が続き、このまま給水を継続した場合、慢性中毒等を生じるおそれがある場合
	任意の給水停止	上記の他、給水停止が必要と判断した場合
給水継続	用途を制限し継続	給水停止が必要な場合のうち、雑用水に用途を制限し継続する必要がある場合 なお、この場合は、関係者に対し、飲用等に利用することが危険であり、雑用水に用途を制限することを周知すること。
	監視継続	上記以外 ただし、基準超過が長期化する場合には、必要に応じて改善を行うこと。

- 2 「水道水が有すべき性状に関連する項目」が水質基準を超過し、または超過するおそれがある場合

基準超過が長期化する場合や、色度、濁度のように健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す項目や、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれのある項目については、1 に準じ給水を停止するか判断すること。

- 3 その他

「監視項目」等、水質基準項目以外の水質についても、指針値等を超過した場合等には、必要に応じて 1 に準じ給水を停止するか判断すること。

別記第1号様式（第2条関係）

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所

氏名

法人又は組合にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに代  
表者の氏名

簡易専用水道給水開始届

簡易専用水道の給水開始について、下記のとおり関係書類を添えて届出をします。

記

建築物の名称							
建築物の所在地							
簡易専用水道設置者 住所・氏名		TEL					
ビル管法適用：建築物環境 衛生管理技術者		住 所					
		氏 名		TEL			
		免 許 番 号		第 号			
建築物	用 途	構 造	階 数	延床面積			
				m <sup>2</sup>			
				「ビル管理法」による届出 有 ・ 無			
受 水 槽	建築物 の内外	設置 位置	構 造	形 状 寸 法	設 置 数	総容量	有効容量
	内・外	地上				m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	内・外	地下				m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	計					m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
状 施 況 設 の 利 用	使用開始年月日	構 造	形 状 寸 法			容 量	
備考	消毒設備 有（消毒方法 ）・無						

石狩市長 様

申請者 住所

氏名

法人又は組合にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに代  
表者の氏名

簡易専用水道届出事項変更届

下記の簡易専用水道について、氏名等  
構造等 を変更したので、次のとおり届出をします。

記

簡易専用水道を設置して いる建築物の名称		
建築物の所在地		
簡易専用水道設置者 住所・氏名		
届出 内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更理由		

別記第3号様式（第2条関係）

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所  
氏名

（ 法人又は組合にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに代  
表者の氏名 ）

簡易専用水道廃止（休止）届

下記の簡易専用水道を廃止（休止）したので、次のとおり届出をします。

記

建築物の名称	
建築物の所在地	
簡易専用水道設置者 住所・氏名	
廃止（休止）年月日	
廃止（休止）理由	

別記第5号様式（第4条関係）

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所

氏名

印

（ 法人又は組合にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに代  
表者の氏名 ）

簡易専用水道改善報告書

年 月 日付け 第 号で改善を指示された事項について下記のとおり報告します。

記

- 1 改善指示を受けた事項
- 2 改善状況

別記第7号様式（第5条関係）

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所  
氏名

（ 法人又は組合にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに代  
表者の氏名 ）

簡易専用水道水質事故（給水停止）届

当簡易専用水道において水質事故（給水停止）が発生したので、下記のとおり届けます。

記

建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	
給 水 停 止 期 間	
給 水 停 止 の 理 由	
応 急 措 置 及 び 対 策	
備 考	

## トピックス

### — 災害時における貯水槽水道の活用の注意点 —

貯水槽水道は、本来の役割に加えて、災害時など緊急に水を供給する場合に大きな役割を果たします。災害時における貯水槽水道の活用の注意点を記しますので、今後の参考にしてください。

**① 貯水槽水を使用するときは、水抜き管または使用可能な貯水槽付近の蛇口から採水しましょう。**

貯水槽内にホースやバケツを入れてしまうと、ホース等の汚れにより飲用に利用できなくなります。

**② 高置水槽の水は、停電時でも活用できます。**

施設の屋上など高い位置にある貯水槽は、汚染がなければそのまま利用できます。ただし、災害発生時に施設内の水栓が開いたままですと、水槽内の水はすぐなくなってしまいます。

**③ 使用前には、色、におい、味、にごりを調べ、残留塩素濃度を確認しましょう。**

水槽の水を採ったら、まず、色、におい、にごり、味に問題のないことを確認してください。残留塩素測定器を持っている場合は、残留塩素濃度が0.1mg/L 以上あることも確認してください。

問い合わせ先

簡易専用水道の衛生管理について、詳しくは石狩市水道施設課へお問い合わせください。

石狩市水道部水道施設課

電話 0133-72-3135（直通）